

## ゆめきらきらマグネット製作及び販売に関する業務提携規約

特定非営利活動法人ソーシャル・デザイン・ファンド（以下 SDF）は、SDF フェア・フレンズ・プロジェクトのゆめきらきらマグネットの製作及び販売に関する業務提携に際し、以下の通り、規約を定める。

### 1. 製作に関して

- (1) SDF は製作者に対し、商品の開発・改善ならびに製作指導の役割を担うものとする。
- (2) 製作方法、検品基準に関しては、別途 SDF が定めるマニュアルに従うものとする。
- (3) 製作者は、製作監督職員の人件費も合算して法定最低時給を確保すべく、委託製作費として受取る 50 円に関して製作のスキルアップに努める。
- (4) 製作者は、ガラス玉及び磁石の原材料段階での不良品を検品し、規定外の物は SDF に返品する。
- (5) 製作者は、商品を善良な管理者の注意をもって管理し、人為的な原因による商品の破損及び不良品の発生に対しては責任を負う。
- (6) SDF から製作者の責任による不良品の報告があった場合、製作者は原因の分析と製作の改善に努める。
- (7) 製作者は、別紙検品マニュアルを遵守し、納品する。

### 2. 製作費の支払いに関して

- (1) SDF は、納品数の 90%以上が検品を通過した場合、納品数一個当たり 50 円を製作者に支払う。
- (2) SDF は、検品通過率が 90%を下回った場合、検品通過数一個当たり 50 円を製作者に支払う。
- (3) 製作者は、製作段階における不良品及び欠品に対して原材料費一個当たり 70 円を SDF に支払うものとする。ただし、製作委託数の 10%以内は対象外とする。
- (4) SDF からの委託による製作費の支払いは 3 カ月に一回程度とし、SDF から製作者の指定する口座に振り込むものとする。

### 3. 自主販売に関して

- (1) SDF 基金パートナー団体がオリジナル商品として自主製作・販売し、かつ、自らを NPO 応援金 50 円部分の応援先と指定する場合、商品一つにつき 70 円（デザインを SDF が行う場合は 80 円）で SDF から材料を仕入れ、販売価格は 210 円（税込）以上を厳守するものとする。
- (2) SDF 基金パートナー団体以外が自主製作・販売する場合、商品一つにつき 120 円（デザインを SDF が行う場合は 130 円）で SDF から材料を仕入れ、販売価格は 210 円（税込）以上を厳守するものとする。また、応援金 50 円については SDF パートナー NPO または SDF プロジェクトの中から選ぶことができる。
- (3) 製作者の責任により不良品が発生した場合は、購入者に対し同等商品の送付という形で対応し、費用も製作者が負担するものとする。
- (4) 仕入れ代の支払いは 3 カ月に一回程度とし、製作者から SDF の指定する口座に振り込むものとする。

4. SDF は、製作者が規約に反した場合、業務提携を解消することができるものとする。

5. SDF は、本規約を改訂しようとする場合、SDF ウェブサイトにて随時製作者に告知するものとする。

6. ゆめきらきらマグネット製作及び販売に関する業務提携を申請する者は、申請時の本規約に同意したものとす。

7. ゆめきらきらマグネット製作及び販売に関する業務提携に関しては、SDF 事務局と提携先事務局の合意に基づくものとし、SDF は覚書や契約書等の書類は要求しない。

（2010 年 11 月 3 日現在）

以上